

新見市憩いとふれあいの公園遊具更新事業 設計・施工一貫プロポーザル実施要領

令和 7 年

新見市 建設部 都市整備課



令和7年度に発注予定の新見市憩いとふれあいの公園遊具更新事業におけるプロポーザル方式に基づく設計・施工業者の選定の手続きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及びその他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1. 目的

新見市憩いとふれあいの公園（わんぱく広場）の遊具について、本市の未来を担う次世代の子どもたちへ繋ぐシンボル遊具になることを目指しリニューアルを行う。

本事業において、本市のマスコットキャラクターである「にーみん」を活用することで、オリジナリティに溢れた遊具として、市内外からの集客及びにぎわいの創出を図ることを目的とする。

また、年齢、性別、言語、能力等、さまざまな個性や感性を持った人々が、分け隔てなく一緒に楽しさを共有し遊ぶことのできる「インクルーシブ遊具」を設置することで、互いに尊重し合いながら生きていく社会の形成に寄与する。

なお、本事業については、新見市市制施行20周年記念事業として実施する。

2. 一般項目

（1）事業名 新見市憩いとふれあいの公園遊具更新事業

（2）発注者 新見市

（3）審査方法 新見市憩いとふれあいの公園遊具更新事業設計・施工一貫プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査する。

（4）工事内容

ア 工事名 新見市憩いとふれあいの公園遊具更新工事

イ 施工場所 新見市正田330番地（わんぱく広場）

ウ 工期 契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

エ 工事概要 ①事業に係るすべての調査、測量及び実施設計

②遊具の製作、設置及び付帯工事の施工

③上記②の遊具設置に伴う地下埋設物件工事

④上記②、③に係る施工監理

※既存遊具の撤去、整地等は含まない。

オ 施工条件 別紙1「要求水準書」の方針は、最低限として必ず実施すること。

別紙2「施工条件書」に基づき設計・施工を行うこと。

カ 事業上限額 40,000,000円（消費税相当額含む）

※工事費内訳書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって提案価格とするため、参加申込者（以下「提案者」という）は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった提案工事価格金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を工事費内訳書（様式4）に記載すること。

3. 提案者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和6年度新見市競争入札参加資格名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 法人及びその役員が、新見市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 本事業の公告日から契約締結日までの間において、本市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 下請業者を使用する場合は、新見市内業者を1者以上活用すること。

4. 参加申込書の提出

提案者は、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書・・・・・・（様式1）
- (2) 誓約書・・・・・・（様式2）

提出方法：事務局へ持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかとし、提出日は土、日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

提出期限：令和7年4月25日（金）午後5時00分まで（必着）

5. 提案書等の提出

提案者は、次の書類を提出すること。

- (1) 会社概要・・・・・・（様式3）
- (2) 工事費内訳書・・・・・・（様式4）
- (3) 実施体制・・・・・・（様式5）
- (4) 予定市内下請業者・・・・・・（様式6）
- (5) 提案書・・・・・・（様式7-①～様式7-④）

提出方法：事務局へ持参、宅配便、簡易書留郵便のいずれかとし、提出日は土、日、祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

提出期限：令和7年5月16日（金）午後5時00分まで（必着）

提案書に加えて、下記の資料を添付すること。

ア 概要図（提案完成予想イラスト・全体配置計画図等）

イ 構造図（製品サイズや材質がわかる資料）

ウ 工程計画書（任意様式、設計から工事施工完了までの計画を記載すること。）

エ その他提案を補足する資料（審査は、様式7-①～様式7-④の提案資料に記載された内容のみで行う。）

上記書類の提出にあたり、次の（ア）から（ウ）に従うこと。

- （ア）（1）から（5）を1冊として、原本1部、写しを10部、合計11部を提出すること。また、提出書類をPDF化した電子データ（CD-RまたはDVD-R）一式もあわせて提出すること。

(イ) 様式内の注意事項に沿って記載すること。

(ウ) 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。但し、審査過程でこれらの資料についてヒアリング、明瞭化を行うことがある。

6. 審査、選定及び契約

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

(1) 評価点審査

提案者の提案に対して、「審査基準表」に定める算定方法により、評価点を算定する。なお、審査にあたっては、審査委員への説明会を実施する。また、提案者が1者の場合でも審査委員への説明会を実施する。

(2) 評価の実施・優先交渉権者の選定及び契約

各審査委員は、審査項目毎の配点の範囲内で審査点数を評点し、審査委員全員の審査点数の合計点（600点満点。ただし、総合配点の50%以上（300点以上であること））より順位を決定する。

提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、審査委員長（審査委員長が不在のときは審査副委員長の審査点数）が高い者を優先交渉権者とする。

優先交渉権者に選定された者は、速やかに本市と契約内容の協議を行い、事業上限額の範囲内で随意契約の手続きを行う。この場合において、優先交渉権者から新たに見積書を徴収し、また、契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

なお、提案者が1者の場合は、審査結果が評価点の50%以上である場合に限り、その提案者を交渉権者とする。

(3) 審査委員

審査委員長	副市長
審査副委員長	建設部長
審査委員	建設部特別参与
審査委員	都市整備課長
審査委員	生涯学習課長
審査委員	子育て支援課長

審査基準表

各評価項目に係る審査基準及び配点（満点１００点）は、次のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
①	計画内容 の魅力等	本市のマスコットキャラクターである「にーみん」をモチーフとした複合遊具となっているか	10
		周辺環境と調和が取れた配色・デザインとなっているか。	5
		好奇心を刺激し、冒険心あふれる遊具を提案しているか。	5
		公園のシンボルとなる遊具を提案しているか。	5
		多様な遊びの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が盛り込まれ、子どもたちの想像力・冒険心を育む遊具となっているか。	5
		インクルーシブ遊具は設置されているか。	5
		日除けやベンチ等、子どもたちを見守る保護者への配慮ができているか。	5
②	施設の安全性	遊具に起因する事故防止等の安全対策を講じているか。	5
③	維持管理性	劣化軽減や耐久性に配慮した部材を採用するなど、維持管理費を抑えられる提案となっているか。	5
		修理や部材交換等が容易なメンテナンス性に優れた提案となっているか。	5
		遊具の長寿命化及びメンテナンス計画が提案されているか。	5
			計60点

評価項目		評価の視点	評価					配点
			優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る	
④	自由提案	公園の魅力が増す独自の積極的な提案となっているか。	２０	１５	１０	５	０	２０
⑤	プレゼンテーション力、コミュニケーション力及び取組姿勢	質問に対する応答性はどうか。 提案内容は分かりやすいか。 本業務への取組意欲、熱意は感じられるか。	２０	１５	１０	５	０	２０
計４０点								

合計１００点

7. 審査委員への説明会

提案書の審査を行うために、審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

(1) 実施日：令和7年5月下旬（予定）

説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の提案者に別途通知する。

(2) 実施場所：提案者に別途通知する。

(3) 実施方法：説明20分以内、質疑応答10分以内、準備・片付け10分以内、合計40分以内とする。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備し、その他、説明に必要な機器は、各提案者で用意すること。

(4) 説明は提出した提案書（様式7-①～様式7-④）に記載された内容については必ず行うものとする。

8. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果は、提案者に通知する。

(2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。

(3) 審査結果（優先交渉権者）は、本市ホームページで公表する。なお、審査の内容及び経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。なお、市は受付時に提出される書類の内容確認は行わない。

(1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。

(2) 提出書類に不備があるもの。

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。

(4) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。

(5) 正当な理由がなく、審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。

(6) 「3. 提案者の資格要件」を満たすことができなくなったもの。

(7) その他不適切と判断したもの。

10. 実施要領に対する質問・回答

実施要領に対する質問・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：令和7年4月11日（金）午後5時00分まで

回答期限：令和7年4月18日（金）午後5時00分まで

(1) 質問のある者は、質問書（様式8）にその内容を簡潔かつ明確に記載し、電子メールで「16. 事務局」へ提出すること。なお、質問は「3. 提案者の資格要件」を満たす者のみから受け付けるものとする。

(2) 全ての質問への回答については、本市ホームページにて公表する。また、質問への回答は、本要領への追加または修正とみなす。

(3) 既設構造物の図面や追加提供に関する質問は受け付けない。契約後に実施設計の中で資料収集、測量・試掘業務等を行うこと。

(4) 質問内容には、質問を行う者を特定する可能性のある内容を含めないこと。

1 1. 施工場所の調査等

施工場所の調査等については、公園利用者、交通安全等に十分配慮して行うこと。

1 2. スケジュール

令和7年4月 1日（火）公募開始

4月11日（金）質問受付期限 午後5時00分まで（必着）

4月18日（金）質問回答 ※本市ホームページにて回答を公表

4月25日（金）参加申込書提出期限 午後5時00分まで（必着）

5月16日（金）提案書提出期限 午後5時00分まで（必着）

5月下旬頃 審査委員説明会（実施日が変更になる場合がある）

6月上旬頃 最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）（予定）

6月中旬頃 優先交渉権者との協議（予定）

6月下旬頃 本契約（予定）

1 3. 経費の負担

提案者が本プロポーザルに要した経費は、全て提案者の負担とする。

1 4. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、提案者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続きを執行できないと認められる場合又はおそれがある場合、市は、当該提案者の参加申込書を受け付けない。

また、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

なお、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

1 5. その他

（1）市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。

（2）提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において、契約者の承諾を得た上で、公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。なお、提案書類は返却しない。

（3）この工事の契約が成立するまでの間において、提案者が「9. 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。

（4）応募に必要な書類については、本市ホームページよりダウンロードし入手すること。

（5）市からの参考資料として、以下の資料を市ホームページにて公表する。

【参考資料】

- ・ 施工場所に設置してある遊具の平面図
- ・ ターザンロープ写真（設置必須）
- ・ わんぱく広場東側スライダー写真（撤去不可）

16. 事務局（書類提出先、問い合わせ先）

新見市 建設部 都市整備課 街路・区画整理係

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3

市役所南庁舎2階 都市整備課

電話 0867-72-6118

FAX 0867-72-6333

メール toshiseibi@city.niimi.lg.jp

【参考】

・ 地方自治法施行令第 167 条の 4

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。